

区の保有する債権の放棄について

☞ 適正な債権管理を図るため、徴収が事実上困難であるものについて、債権の放棄を行う。

概 要

- 理由及び内容
適正な債権管理を進めるため、現在区が保有する債権のうち、債務者が生活困窮状態、死亡の事情により徴収が事実上困難であるものについて、権利の放棄を行う。

- 放棄予定の債権名、件数及び金額

	債権名	件数	金額
(1)	女性福祉資金貸付金	5 件	4,821,850円
(2)	住宅使用料及び共益費	4 件	436,745円
	合計	9 件	5,258,595円

詳細は別紙のとおり

- 放棄予定時期
令和7年2月上旬
- 根拠法令等
中央区債権管理条例(平成31年3月20日条例第4号)第13第1項

放棄予定の債権一覧

別紙

(1)女性福祉資金貸付金

	住所	債権額	適用条項
1	東京都中央区勝どき一丁目	159,884円	第1号
2	埼玉県越谷市下間久里	1,492,916円	第1号
3	埼玉県白岡市西十丁目	54,000円	第6号
4	東京都江東区常盤二丁目	784,218円	第6号
5	東京都台東区西浅草二丁目	2,330,832円	第6号
合計		4,821,850円	

(2)住宅使用料及び共益費

	住所	債権額	適用条項
1	東京都中央区晴海一丁目	5,419円	第6号
2	東京都中央区勝どき一丁目	58,926円	第6号
3	東京都中央区勝どき一丁目	161,000円	第6号
4	東京都中央区晴海一丁目	211,400円	第6号
合計		436,745円	